

令和3年2月4日

長房中学校保護者の皆様

八王子市立長房中学校

校長 中嶋 昭江

緊急事態宣言発令中の放課後の生徒の活動について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

昨日、「緊急事態宣言延長の対応」のお知らせをしましたが、緊急事態宣言の発令から3週間以上が経過し、生徒の体力・技能の維持や放課後の生活面の安定が難しくなっている様子もみられます。そのため、放課後、部活動をしている生徒の運動や文化的活動などを行う機会を確保したいと思います。

つきましては、緊急事態宣言発令中であることを踏まえて下記の内容で放課後の生徒の活動を実施いたします。

記

- 1 実施時期 令和3年2月5日（金）から緊急事態宣言の解除される期間
- 2 対象者 部活動に所属している生徒で体力・技能の維持を**希望する生徒**
- 3 活動場所 放課後、活動している練習場所（体育館は活動する日を調整）
- 4 活動について
 - ① 17時30分完全下校とする。
 - ② 体調が悪い時には参加を見合わせる。
 - ③ 活動前後の手洗いの徹底をする。
 - ④ 活動の人数、活動の方法、活動時間、活動場所などに一定の制限を設け、感染リスクを低減して活動する。
 - ⑤ 原則として常時マスクを着用して活動する。
※吹奏楽の活動のようにマスクを外して活動する必要がある場合には、十分な距離をとって活動し、生徒が集合するような場面ではマスクの着用を徹底する。
 - ⑥ 土曜、日曜、祝日等の活動は行わない。
 - ⑦ 活動への参加については、生徒や家庭の意向が尊重される。
- 5 その他
 - ・放課後の活動の参加にあたっては、保護者の同意を得て参加可能とします。お手数をおかけしますが、**健康チェック表の部活動参加確認への記入**のご協力をよろしくお願いします。
 - ・本通知の内容は2月4日時点のものであり、今後のコロナウイルス感染症の感染状況等によっては、変更の可能性があります。

問い合わせ 八王子市立長房中学校

副校長 定森 夏子

（TEL 664-1480）